

## にしのみや起業家支援センター サービス利用規約

当規約は、西宮商工会議所（以下「当会議所」という）が、「にしのみや起業家支援センター」（所在地：兵庫県西宮市櫛塚町2-20 西宮商工会館3F。以下、「当センター」という。）の会員に対し、当センターが提供するサービス内容及び会員が当センターを利用するにあたり遵守する内容を定めたものである。

当センターの利用者は、利用の際、必ず当規約を確認のうえ同意し遵守する。

### 第1条 利用対象者

当センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当センターの会員登録された者。
- (2) その他、当センターが利用可能と認める者。

### 第2条 サービスの内容

(1) 当センターは、会員に対し次の各号に掲げるサービス（以下、「本サービス」という）の全部または一部を提供する。会員は、利用申込時に選択したサービス内容に応じて利用できる。

① コワーキングサービス

- ・ コワーキングスペース
- ・ 情報発信ルーム
- ・ 会議室

② セミナー・イベント・相談会の開催

③ インターネット通信

④ バーチャルオフィス（住所利用サービス）

- ・ 当センターの住所の利用
- ・ 郵便物の一時預かり

⑤ 備品の使用

- ・ 情報発信ルーム内、PC等の備品の使用
- ・ その他、当センター内、備え付け備品の使用

(2) 当規約の第4条（1）⑤及び⑥に定める開業準備プラン及び経営強化プランのサービス内容は、別途定める「にしのみや起業家支援センター 特別プラン利用規約」に従う。

(3) サービス内容は変更することがある。この場合、事前に会員に通知する。

### 第3条 営業日・利用時間

- (1) 当センターの営業日は、以下の通りとする。
- ① 月～金曜日（当会議所の営業日に準ずる）
  - ② 土・日曜日（当会議所の定める日）
- (2) 当センターの利用時間は、以下の通りとする。
- ①（月～金曜日） 9：00～17：00
  - ②（土・日曜日）10：00～16：00

### 第4条 利用区分・利用料金

- (1) 利用区分は、以下の通りとする。
- ① ドロップインとは、時間単位での利用を行う者。
  - ② メンバー会員とは、月単位での利用を行う者。
  - ③ バーチャルオフィス利用とは、当センターにて、住所登録を行うため、バーチャルオフィス申込を行った者。
  - ④ 情報発信ルーム利用とは、情報発信ルームの利用を行う者。
  - ⑤ 開業準備プラン利用とは、開業準備プラン申込を行った者。
  - ⑥ 経営強化プラン利用とは、経営強化プラン申込を行った者。

#### (2) 利用料金

利用区分		利用料金	備考
① ドロップイン (一時利用)	※1 A会員	500円/1日	コワーキング利用
	※2 B会員	1,000円/1日	コワーキング利用
② メンバー会員	※1 A会員	5,000円/1月	コワーキング利用
	※2 B会員	10,000円/1月	コワーキング利用
③ バーチャルオフィス利用		5,000円/1月	
④ 情報発信ルーム利用	※1 A会員	1,000円/2時	
	※2 B会員	1,500円/2時	
⑤ 開業準備プラン利用		※3	
⑥ 経営強化プラン利用		※3	

※1 A会員とは、西宮市内で起業を予定している者、西宮市内で起業して間もない者(起業後5年以内)、当会議所の会員である者

※2 B会員とは、A会員以外の者

※3 開業準備プラン及び経営強化プランの利用料は、別途定める「にしのみや起業家支援センター 特別プラン利用規約」に従う

- (3) メンバー会員申込の解除及びバーチャルオフィス申込の解除を行う場合は、2ヵ月前までに変更手続きを行わなければならない。変更手続きがない場合、利用申込を更新したとみなす。

- (4) 料金の支払い方法については、当会議所の定めるところとする。
- (5) 料金の支払時期については、以下の通りとする。
  - ① メンバー会員は月末までに次月分を前納する。
  - ② ドロップインは利用申込時に料金を前納する。
  - ③ バーチャルオフィス利用は月末までに次月分を前納する。
  - ④ 情報発信ルーム利用者は、申込時に料金を前納する。
  - ⑤ 開業準備プラン及び経営強化プランの支払時期は、別途定める「にしのみや起業家支援センター 特別プラン利用規約」に従う。
- (6) 公租公課の増減、法令の改廃、諸物価の高騰等経済事業の変動やサービスの充実により会費を変更する必要があると認めるときは、会費を変更することができる。
- (7) 原則、会員から受領した料金は返金しない。
- (8) 前項の規約にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を返納することができる。
  - ①当会議所の責めに帰する理由により当センターの利用ができなくなった場合。
  - ②その他特別の理由があると認められた場合。

#### 第5条 利用の制限

当会議所は、次に掲げる事由により、事前の告知をすることなく、当センターの全部または一部について会員の使用を制限することができる。

- (1) 設備の保守、点検、修理等をおこなう必要が生じた場合。
- (2) 火災、停電等の事故により会員への当センターでの業務の提供ができなくなった場合。
- (3) 天変地異等により会員への当センターでの業務の提供ができなくなった場合。
- (4) その他、やむを得ない事由により会員への当センターでの業務の提供ができなくなった場合。

#### 第6条 利用にあたっての留意点

会員は当センターの利用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運営者の指定する場所以外に社名・商号・看板広告その他の表示をしない。
- (2) 当センター内において衛生上有害な、もしくは危険な行為または近隣の迷惑妨害となるような営業その他の行為をおこなわない。
- (3) 当センター内に危険物及び重量物を持ちこまない。
- (4) 当センターの利用可能時間外は利用しない。
- (5) 共用部分に長期間にわたり物を置くこと等、共用部分を占用しない。
- (6) 公序良俗に反する活動をおこなわない。

- (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、または信者を教化育成する活動をおこなわない。
- (8) 政治上の主義を推進及び支持、またはそれに反対する活動をおこなわない。
- (9) 会員の私物、所持品、貴重品等は、会員自らの責任をもって管理する。なお、盗難等の損害が発生しても、当会議所は一切責任を負わない。

#### 付 則

1. 当規約は令和4年4月28日から実施する。